

新しい支庁の姿
(修正案)

平成20年6月

北海道

「新しい支庁の姿」(修正案)について

北海道では、平成14年11月に「支庁制度改革に関する方針」を策定し、この方針に基づき支庁制度改革に取り組んできましたが、道州制や市町村合併など地方分権改革が進展していることから、長期的な視点に立った改革の方向性や今後の進め方など、支庁制度改革の具体化を図っていくため、平成17年3月に「支庁制度改革プログラム」を策定しました。

このプログラムに基づく検討を踏まえ、平成18年6月、新しい支庁の担う役割や、支庁の機能・体制の考え方及びその具体的な内容などについて取りまとめた「新しい支庁の姿(骨格案)」を策定しました。

さらに、昨年9月、地域における機能の確保などに関する「支庁制度改革の検討状況」の取りまとめを経て、11月には、これまでの検討の全体像として、新しい支庁の所管区域を含む「新しい支庁の姿(原案)」を策定しました。

その後、「原案」に対するパブリックコメント、市町村に対する意見照会、さらには一般住民を対象とする地域意見交換会の開催など、幅広く市町村や道民のご意見をお伺いし、頂いたご意見を踏まえ、本年2月に「新しい支庁の姿(案)」を策定しました。

この度、「案」をもとにした市町村等との意見交換や道議会におけるご議論などを踏まえ、「修正案」を取りまとめました。

道としては、この「修正案」を成案とし、新しい体制の整備に着手できるよう検討を進めていきます。

これまでの経過

- ・H13. 3 「支庁改革に関する試案」(支庁制度検討委員会)の受理
- ・H14. 11 「支庁制度改革に関する方針」の策定
- ・H15. 2 「支庁制度改革の実施計画」の策定
- ・H17. 3 「支庁制度改革プログラム」の策定
- ・H18. 6 「新しい支庁の姿」(骨格案)の策定
- ・H19. 9 「支庁制度改革に関する検討状況」の取りまとめ
- ・H19. 11 「新しい支庁の姿(原案)」の策定
- ・H20. 2 「新しい支庁の姿(案)」の策定
- ・H20. 6 「新しい支庁の姿(修正案)」の策定

目次

1	支庁制度改革の基本的な考え方	P 1～P 5
	(1) 支庁制度改革の背景 P 1～P 2
	(2) 支庁制度改革の趣旨 P 3～P 4
	(3) 支庁制度改革の視点 P 4
	(4) 支庁制度改革の進め方 P 5
2	新しい支庁における地域の道行政の展開	P 6～P 12
	(1) 支庁の役割に関する基本的な考え方 P 6
	(2) 効果的な地域政策の展開 P 6～P 12
3	新しい支庁の機能	P 13～P 18
	(1) 支庁機能の基本的な考え方 P 13～P 15
	(2) 新しい支庁における役割分担（概要） P 15～P 18
4	新しい支庁の所管区域、支庁所在地等	P 19～P 25
	(1) 新しい支庁の所管区域及び支庁所在地の設定の考え方 P 19～P 21
	(2) 新しい支庁の名称 P 22～P 23
	(3) 新しい支庁の位置づけなど P 23
	(4) 新しい支庁体制に向けた具体的な整備の進め方 P 24
	(5) 新しい支庁の組織体制のフレーム P 24～P 25
5	市町村などの意見を反映した改革の取組	P 26
6	支庁制度改革に関する庁内体制の整備	P 26
7	新しい支庁と住民・市町村などとの関係	P 27～P 28
8	新しい支庁における事務の進め方	P 28～P 29

「新しい支庁の姿（案）」（平成20年2月策定）との主な変更点について、下線でお示ししています。

1 支庁制度改革の基本的な考え方

(1) 支庁制度改革の背景

支庁は、明治43年にその原型が形づくられてから、地域の第一線で道民や市町村と直接接し、道政を展開する総合的な出先機関としての役割を果たしてきましたが、この間、道路・交通網の整備や住民活動の広域化、さらには地方分権改革の進展（道州制、市町村合併等）など、支庁を取り巻く状況は大きく変わりました。

また、現在の支庁の機能や体制についても各種の課題が指摘されています。

* 支庁制度の沿革、支庁制度改革の検討経緯、支庁を取り巻く社会経済環境の変化については、資料編(1)、(2)、(3)を参照してください。

道州制に向けた取組

北海道では、地域のことは地域自らが決めることができる地域主権型社会の形成に向けて道州制の推進に取り組んでおり、その中で、北海道における道州制特区の推進や、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づく道から市町村への事務・権限の移譲の取組を実施しています。

【道州制特区推進法の概要】

- ・ 地方分権の推進を図るため、道からの提案に基づき、国からの権限移譲等を積み重ねていくシステムを構築
- ・ 内閣総理大臣を本部長とする推進本部に北海道知事も参画し、総理・閣僚と直接議論の上、推進する仕組みを実現

【「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月）の概要】

- ・ 道州制の下における市町村と道州の役割分担を明らかにした上で、移譲対象事務・権限をリスト化

現在道が担っている権限（約4,000項目）のうち、約2,000項目を移譲対象

- ・ 市町村の要望に応じて移譲を行う。
- ・ 移譲に当たっては、必要な人的・財政的措置を行う。
- ・ これまでの移譲の取組の効果や課題を把握するフォローアップの結果を踏まえ、一層の推進が図られるよう、今年度において方針を見直す。

市町村合併の進展

平成11年7月に旧合併特例法の改正が行われ、いわゆる「平成の大合併」が始まり、全国では、3,232市町村の62%に当たる1,933市町村が合併し、平成19年11月までに市町村数は1,800まで減少しており、市町村合併が大きく進展しました。

一方、本道においても、多くの地域で合併の検討が行われ、212市町村の4分の1に当たる53市町村が合併し、道内市町村数は180に再編されています。

平成17年4月に施行された新たな合併特例法では、合併構想の策定など都道府県の新たな役割が定められました。このため、道としては、分権型社会にふさわしい市町村体制を構築する観点から、道内の合併協議が一層円滑に進められるよう、平成18年7月に「北海道市町村合併推進構想」を策定しました。

また、合併に向けた取組を強く後押しするため、平成20年度予算において、「市町村合併緊急支援事業」を創設しました。

現在の支庁の課題

【地方分権の進展等への対応についての課題】

地方分権改革の進展を踏まえた、支庁のあり方や役割などについての検討が必要です。

【縦割型行政システムについての課題】

地域課題に対する支庁の対応が縦割になりがちなため、地域における道行政の総合性の確保が必要です。

【本庁主導の行政についての課題】

本庁、支庁の二層構造による非効率性を改善し、支庁がこれまで以上に地域課題に迅速かつ柔軟に対応することが必要です。

【支庁の組織や能力開発についての課題】

支庁が地域の道行政をより円滑・効果的に執行できるようにすることや、職員の意識改革と能力開発が一層必要です。また、地域の実情などに応じた柔軟な体制づくりについても検討が必要です。

【支庁所管区域についての課題】

交通・通信網の発達、住民の活動範囲の広域化などの変化に対応した支庁所管区域の検討が必要であるとともに、道が政策的に設定している圏域や区域がより有機的に連動できるよう支庁所管区域の見直しが必要です。

【行政の効率性についての課題】

厳しい道財政の中で、行政の効率化によるコストの抑制と、新たな行政ニーズに的確に対応するための体制整備が必要です。

支庁を取り巻く状況

- ・ 14支庁体制となってから約1世紀近く
- ・ 住民のライフスタイルの変化や交通・通信網の著しい発達等

地方分権改革の進展

道州制、市町村合併
道から市町村への事務・権限移譲

現在の体制の課題

縦割型行政システム、
行政の効率化等

将来を見据えた支庁制度改革の推進

< 地域の個性と主体性を一層発揮させる地域主権型社会の実現に資する >

(2) 支庁制度改革の趣旨

支庁を取り巻く状況の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で、地域の個性と主体性を一層発揮させる「地域主権型社会」の実現に資するため支庁制度改革を実施します。

* 道州制のイメージについては、資料編(4)を参照してください。

地域主権型社会の意義と支庁制度改革

北海道では、「国が持っている権限や財源を地方に移し、これによって地方のことはそれぞれの地方の人たち自身が決める方が、より地域にふさわしい政策や事業が展開できる」といった「地方分権」の考え方をさらに推し進め、国から権限や財源を分けてもらう視点ではなく、地域の住民や市町村からの視点に重点を置いた「地域主権型社会」を目指し、道州制への取組や、道から市町村への事務・権限の移譲、自主的な市町村合併の推進に取り組んでいます。

このような地域主権型社会において、地域の総合的な行政主体となるのは「市町村」です。

このためには、住民に一番身近な基礎自治体である市町村がまず行う、市町村でもできないことは広域自治体の都道府県が行う、都道府県でも対応できないことを国が行うという「補完性の原理」を徹底することが重要であり、このことが二重行政の解消や行政の効率化にもつながっていくものです。

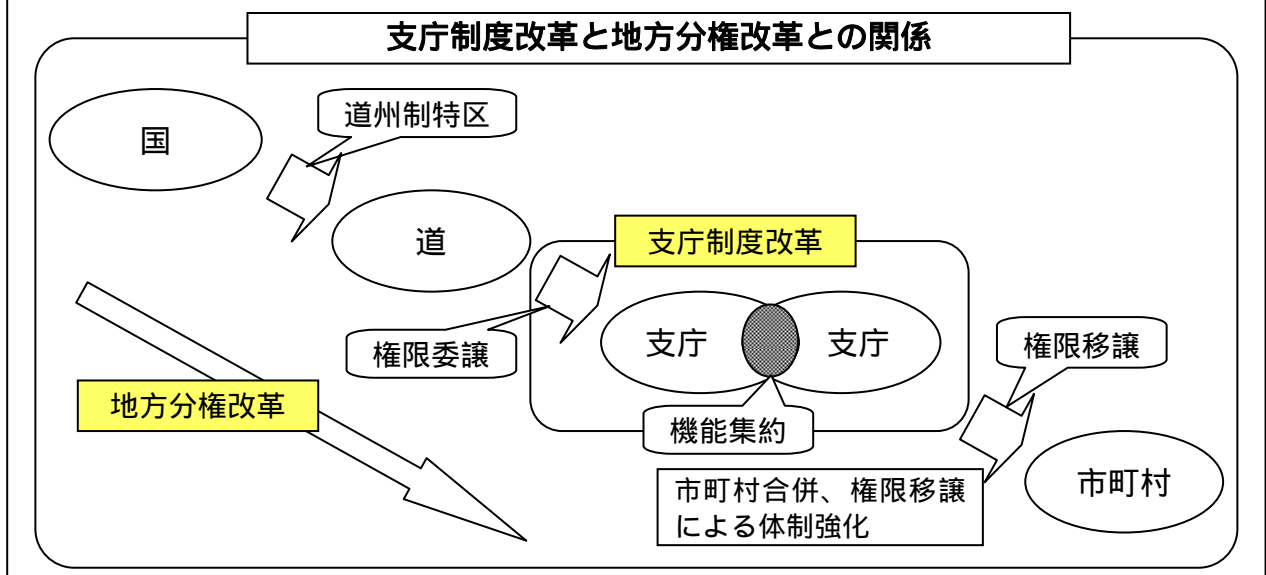
支庁制度改革は、支庁の将来の姿を明らかにした上で、こうした地域主権型社会の実現に資することを目的として取り組むものです。

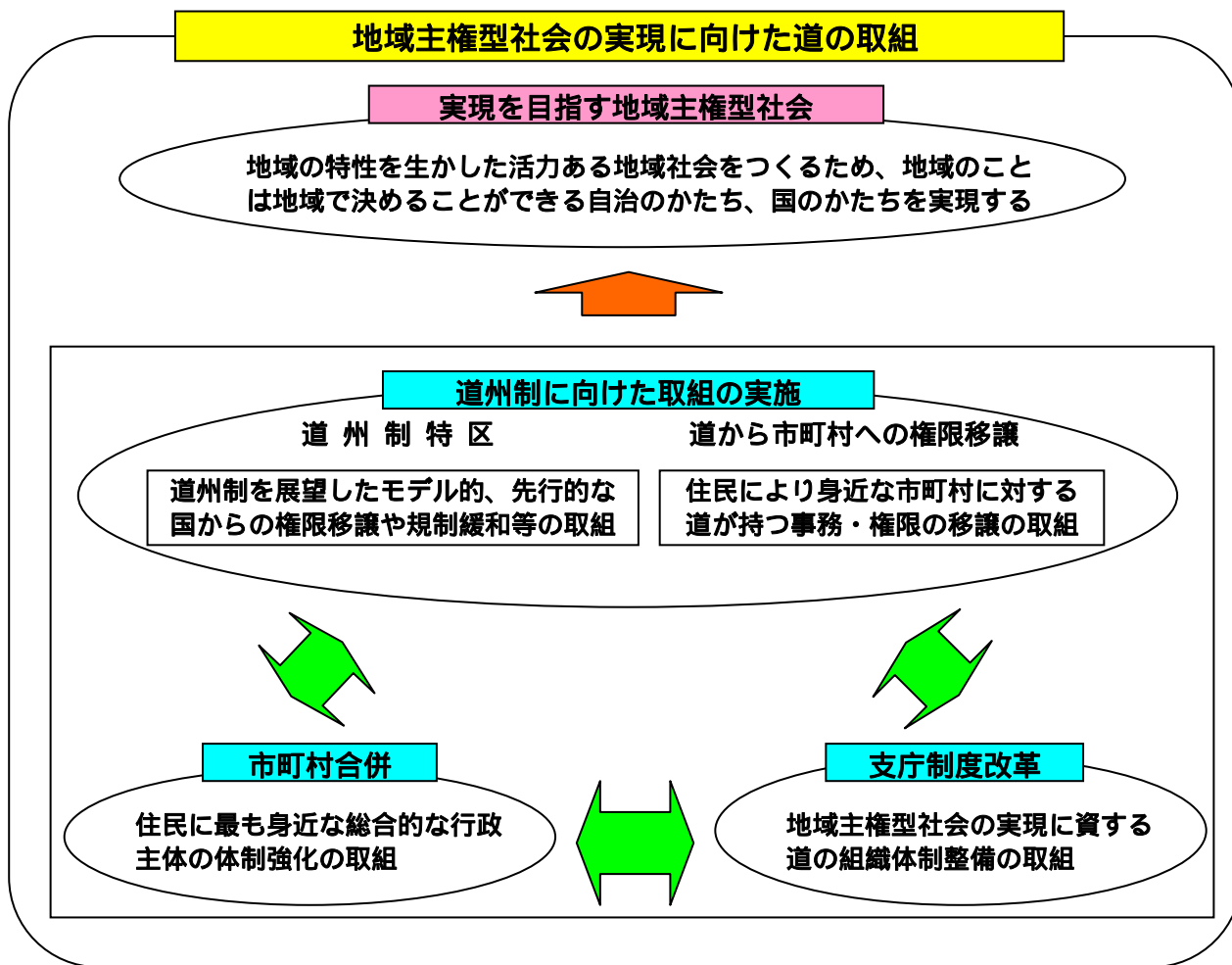
地域主権型社会の形成に向けた取組と支庁制度改革

支庁制度改革は、直接的には道の組織機構を見直す取組ですが、改革の理念は市町村合併や道から市町村への権限移譲などの目指す方向と一致しています。

地域主権型社会の形成に向けては、それぞれの進展の度合いは異なっていますが、その整合性を図りながら取り組むことが必要です。

支庁制度改革を通じて、こうした動きに対応できる道の組織体制を整備することにより、地域主権型社会の実現に資するよう取り組みます。





(3) 支庁制度改革の視点

支庁制度改革に当たっては、地方分権改革の進展に伴う将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、本格的な人口減少時代を迎え、より効果的・効率的な組織体制を構築するとともに、市町村体制の充実の状況に適切に対応しながら、地域における効果的な道行政を推進する「支庁」の体制整備に向けた改革を行います。

なお、改革に当たっては、次の視点を踏まえ実施します。

地方分権改革の視点

市町村合併、道州制の先行実施の取組、道から市町村への事務・権限の移譲など、現在の地方分権改革を踏まえた支庁の体制の見直しを行います。

行財政改革の視点

現下の厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な体制の整備を行います。

(組織のスリム化、改革全体を通して行政コストの抑制)

2 新しい支庁における地域の道行政の展開

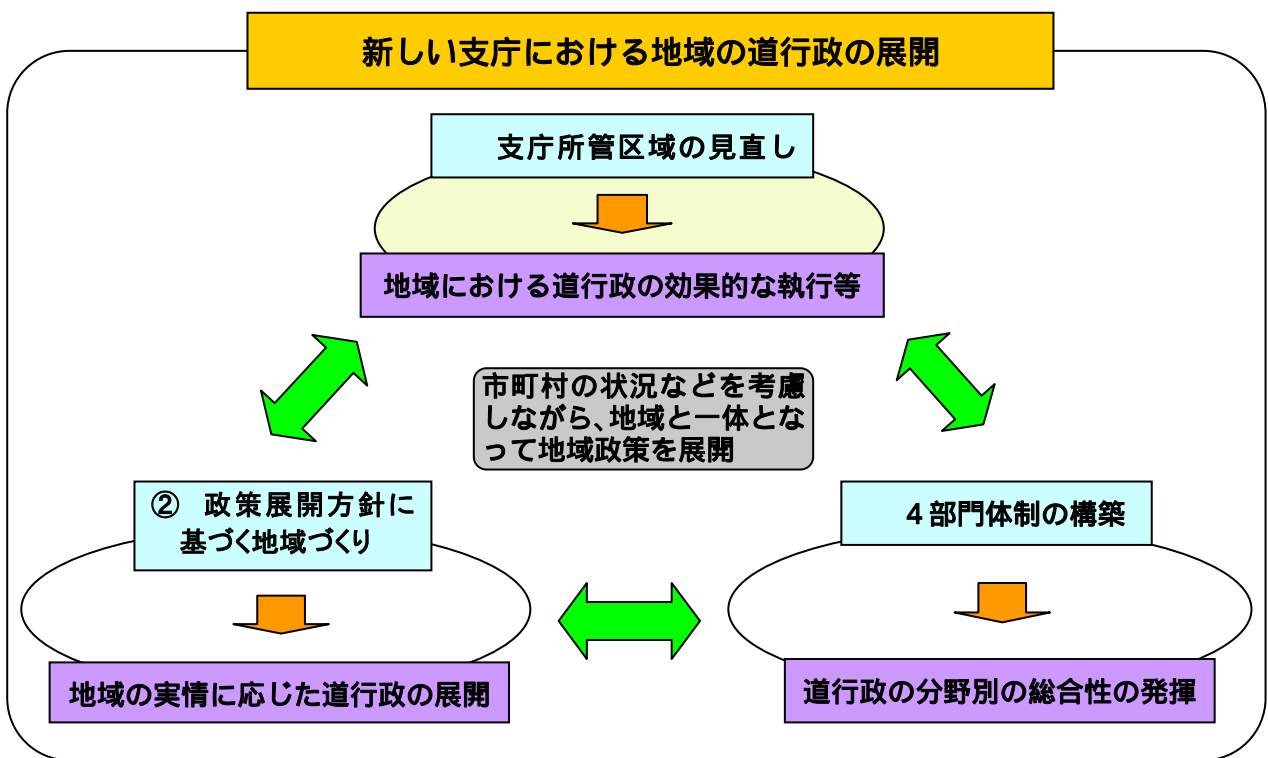
(1) 支庁の役割に関する基本的な考え方

地域主権型社会では、市町村は地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担います。

支庁制度改革は地域主権型社会の実現に資する改革であり、地域の総合的な行政主体としての市町村の確立に向けた取組を積極的に支援するとともに、市町村の体制が充実するまでは、支庁は市町村の状況などに応じた役割を担います。

(2) 効果的な地域政策の展開

支庁制度改革の基本的な取組（①支庁所管区域の見直し、②政策展開方針（仮称（以下省略））に基づく地域づくり、③4部門体制の構築）を行うことにより、新しい支庁は、市町村の状況などを勘案しながら地域と一体となって地域政策を展開します。

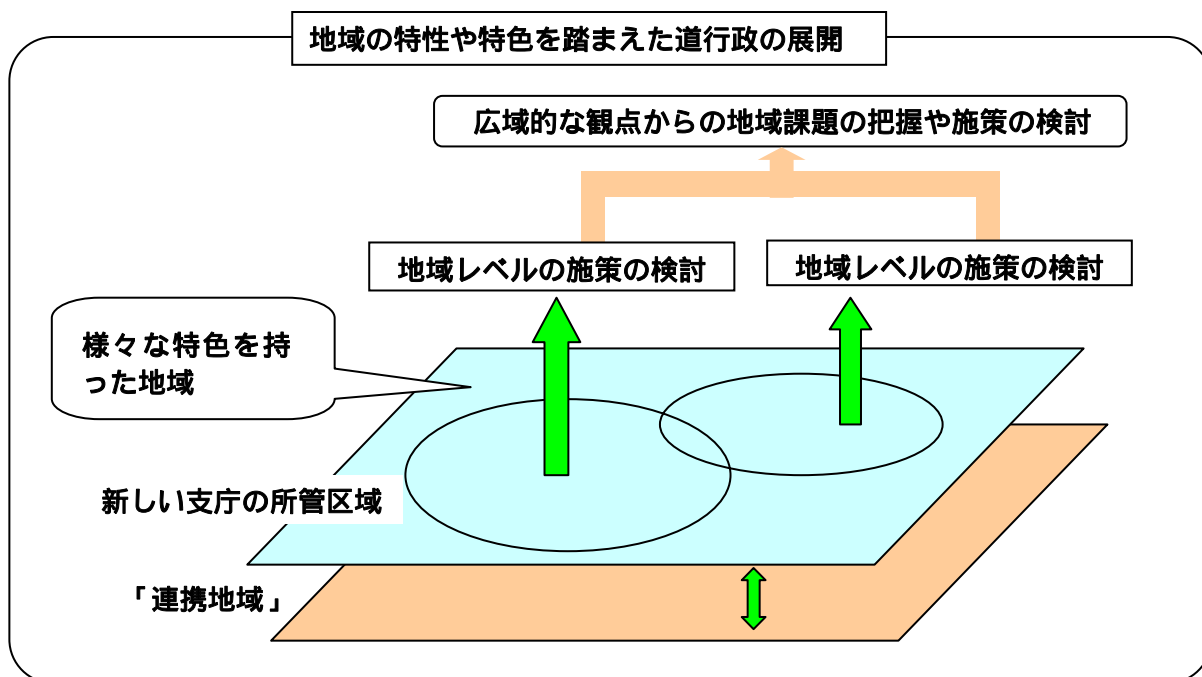


支庁所管区域の見直し

支庁所管区域は、新・北海道総合計画において計画推進上のエリアとして設定する「連携地域」を基本とします。

総合計画を踏まえた支庁所管区域の見直し

- ・ 本道は面積が広大で、気候風土、歴史文化、産業構造などが異なる特色ある地域から成り立っており、地方分権改革の進展に伴い地域の自主性・自立性が重視される一方、人口減少や高齢化の進行などにより社会経済の状況が大きく変化しています。
- ・ 総合計画では、こうした状況の下、地域の特性や特色を最大限に生かし、持続可能で活力ある地域づくりを進めるため、中核都市を拠点とする計画推進上のエリアとして6つの「連携地域」を設定し、都市と農山漁村の連携や、住民、企業、NPO、行政など多様な主体が補いあい、支えあう「連携と相互補完」の考え方に立って、広域的な観点から地域づくりを進めるとともに、広域市町村圏や第二次保健医療福祉圏、現行の支庁所管区域といった地域単位も勘案しながら、きめ細かく施策の検討を行い、地域に根ざした政策を展開することとしています。



- ・ 連携地域を基本に支庁所管区域を見直すことにより、これまで以上に総合的な観点から地域課題の把握や施策の検討を行うなど効果的に道行政を展開します。
- ・ また、所管区域の見直しに伴い、所管区域内の調整事務を集約化することにより、業務の専門性を高め、地域課題に柔軟かつ機動的に対応します。
 - * 新・北海道総合計画におけるエリアの設定、地域づくりの基本方向については、資料編(5)、(6)を参照してください。

政策展開方針に基づく地域づくり

地域の特性や特色に応じて、必要な課題について地域に根ざした政策を展開するため、総合計画の地域づくりの基本方向に沿って、連携地域ごとに「政策展開方針」を策定し、地域における効果的な道行政を推進します。

「政策展開方針」の策定・推進

【策定の趣旨】

地域の社会経済状況の変化や新たな課題に対応し、都市と農山漁村の連携や多様な主体の協働により、地域の特性や特色に応じながら、持続可能で活力ある地域づくりを進めるため策定します。

【策定主体など】

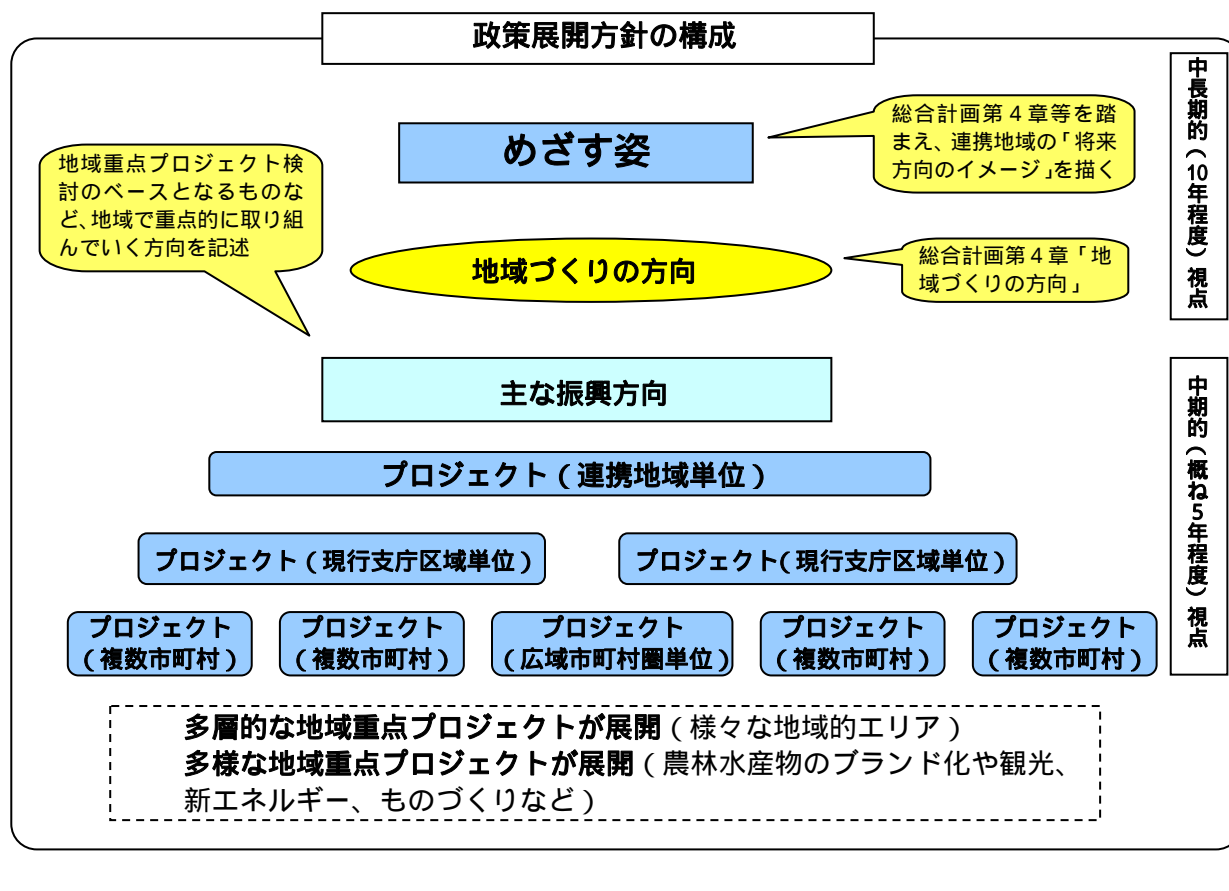
市町村や住民の参画を得て、連携地域ごとに支庁が策定し、推進管理します。

【策定期間】

地域の振興方向を早期に示すため、平成20年5月に「骨子」を取りまとめたところであり、今後、地域との意見交換などを行った上で、10月を目途に策定します。

【主な内容】

地域の特色や将来の発展方向をイメージした連携地域の「めざす姿」や、めざす姿の実現に向けた地域が主体となった広域のかつ戦略的な取組である「地域重点プロジェクト」等から構成します。（地域における産業や保健・医療・福祉、環境、教育など分野ごとの政策については、特定分野別計画に基づき推進）



地域重点プロジェクトの推進

【地域と一体となった政策検討】

地域重点プロジェクトの推進に当たっては、市町村や住民などの参画を得て、多様な主体による取組を進めていくため、現在の支庁所管区域ごとに地域づくりを検討する場として「地域づくり連携会議」（仮称（以下省略））を設け、地域と一体となって地域課題やニーズの把握、プロジェクトの検討などを行います。

この検討に当たっては、人口変動や地域産業など地域の実情に十分配慮します。

このため、支庁所在地が変更となる地域に設置する振興局には、地域づくりや地域産業の振興に関するスタッフを配置します。

【政策提案】

新しい支庁では、地域における政策検討などを踏まえ、地域重点プロジェクトを具体的に展開するため、毎年度における地域の重点的な施策・事業などを取りまとめ、本庁に対し政策提案を行います。

【政策・予算への反映】

本庁では、地域課題の政策提案を一元的に受け止め、地域の重点的な施策・事業の政策や予算への反映を図るとともに、フォローアップを実施するなど、政策提案の実効性の確保を図ります。

また、平成21年度予算編成に向けて、地域重点プロジェクトの推進のための効果的な支援策となるよう、地域政策総合補助金や地域政策推進事業（支庁独自事業）などのあり方を見直します。

<見直しの視点>

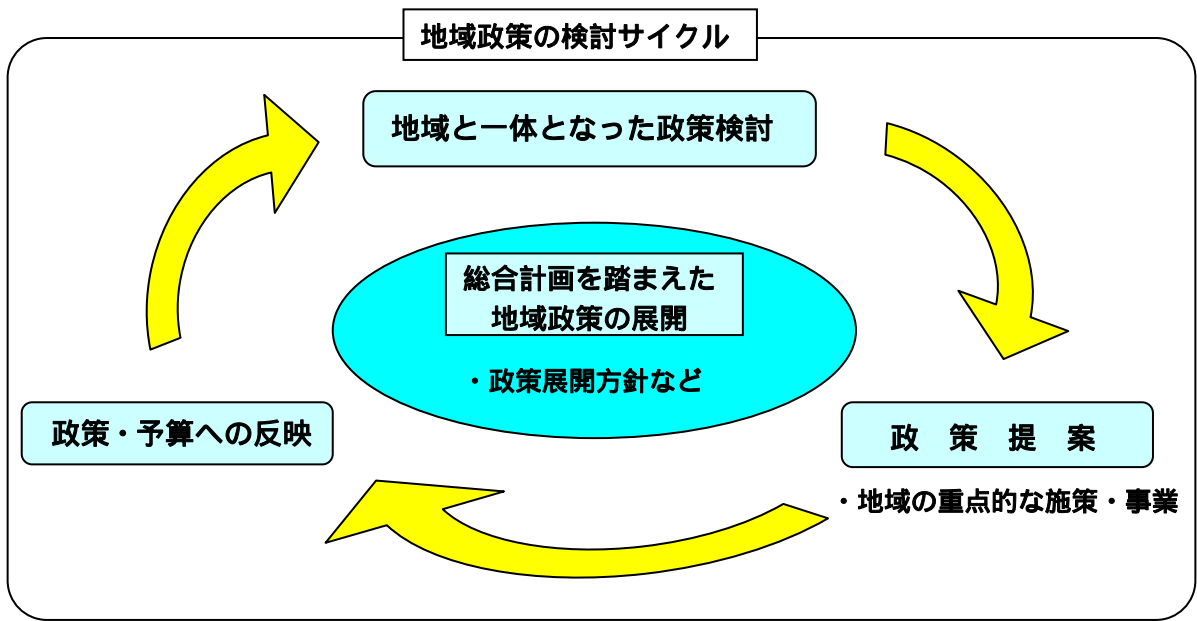
- ・ 重点プロジェクト関連事業への予算の重点的な配分
- ・ 地域ニーズの的確な反映
- ・ 地域の主体性、裁量性の確保

振興局地域における振興策

- ・ 振興局地域に特有な課題に対応するため、交付金などの新たな財政支援制度を検討します。

<新たな財政支援制度の考え方>

- ・ 地域と連携し、一定期間を設定した事業計画を策定
- ・ 年度ごとの支援額を弾力化

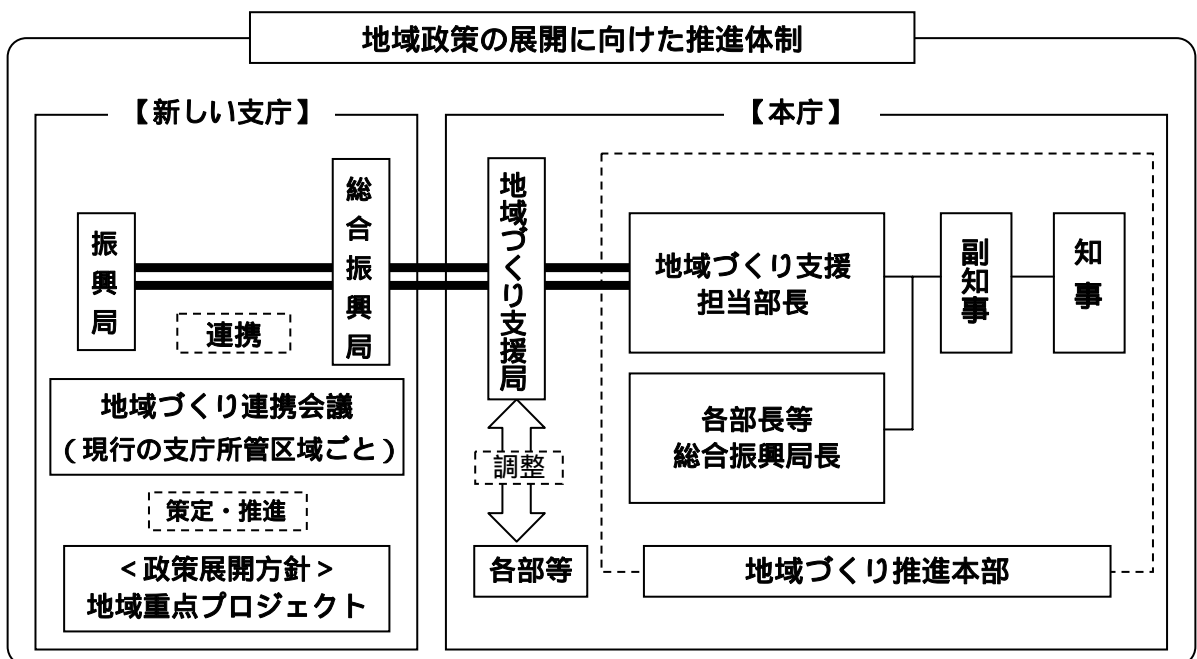


【地域政策の展開に向けた体制の整備】

- ・ 地域からの政策提案について、地域づくり支援局が庁内調整を行う総合的な窓口となり、全庁横断的に地域づくりを支援していきます。
- ・ また、知事を本部長とする「北海道地域づくり推進本部(平成 20 年 4 月 28 日設置)」において、各部が一体となって推進します。

総合振興局長が、毎年度、提案内容を明らかにした「政策提案書」を作成し、道の施策・予算等に反映

- ・ 「国の施策及び予算に関する提案・要望」への反映
- ・ 「重点政策」への反映
- ・ 道の施策及び予算への反映



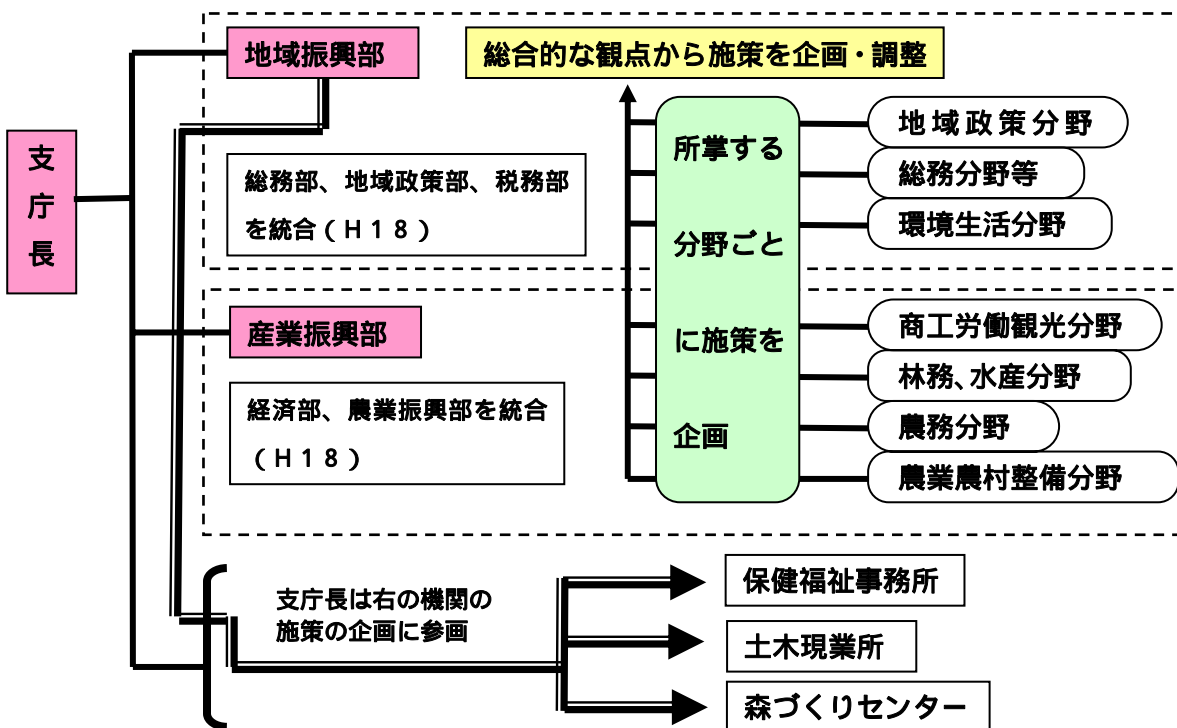
4 部門体制の構築

道行政の分野別の総合性を発揮し、地域における効果的・効率的な道行政が展開できるよう、横断的な組織体制を構築します。

道行政の分野別の総合性の発揮

- ・ 道行政の分野別の総合性を発揮し、地域における効果的・効率的な道行政が展開できるよう、新しい支庁は、「地域振興・管理部門」、「道民生活部門」、「産業振興部門」、「社会資本部門」の4部門体制とします。
- ・ また、部門ごとの企画事務は「地域振興・管理部門」で総合的に調整するとともに、支庁全体の観点から地域課題を一元的に把握し、地域政策を総合的に検討するなど、地域づくりを支援する体制を整備します。

現在の支庁の体制と企画機能



4 部門体制の整備と企画機能

地域振興・管理部門

- ・ 支庁全体を見据えた総合的な地域政策の立案
- ・ 地域の実情に応じた地域の行政の展開

支庁全体を見据えた総合的な地域政策の展開や、各部門の調整、支庁業務の総合的な管理・運営を担います。

各部門の企画事務の総合調整

地域振興・管理部門の企画調整
地域政策、地域調整、総務、会計、税務

道民生活部門

道民生活に関連の深い分野に係る施策の総合的な展開や住民サービスの提供などを担います。

道民生活部門の企画調整
道民生活、環境、健康推進、社会福祉、保健衛生、児童相談

産業振興部門

地域の産業振興に係る施策の総合的な展開などを担います。

産業振興部門の企画調整
商工労働観光、林務、水産、農務、農業農村整備

社会資本部門

社会資本の整備・管理に係る施策の総合的な展開などを担います。

社会資本部門の企画調整
建築、公共施設整備

新しい支庁における企画調整機能

- ・ 総合振興局においては、地域課題を一元的に把握するとともに、地域政策を総合的に検討し、政策展開方針に基づいて地域づくりを効果的に推進する体制を整備します。
- ・ また、振興局には、地域づくりを推進し地域課題に的確に対応できるよう、必要なスタッフを配置します。

総合振興局 → (地域づくり推進セクションの整備)

現行の地域政策課を改組し、地域づくりの推進・支援機能及び局内の総合的な企画調整機能を充実・強化し、本庁との連携体制を構築

- ・ 政策展開方針の策定・推進管理
- ・ 本庁への「政策提案」の実施
- ・ 局内の総合調整機能の充実・強化

振興局 → (地域づくり・産業振興支援スタッフの配置)

総合振興局と連携し、地域づくりを推進するとともに、地域課題に的確に対応できるよう体制を整備

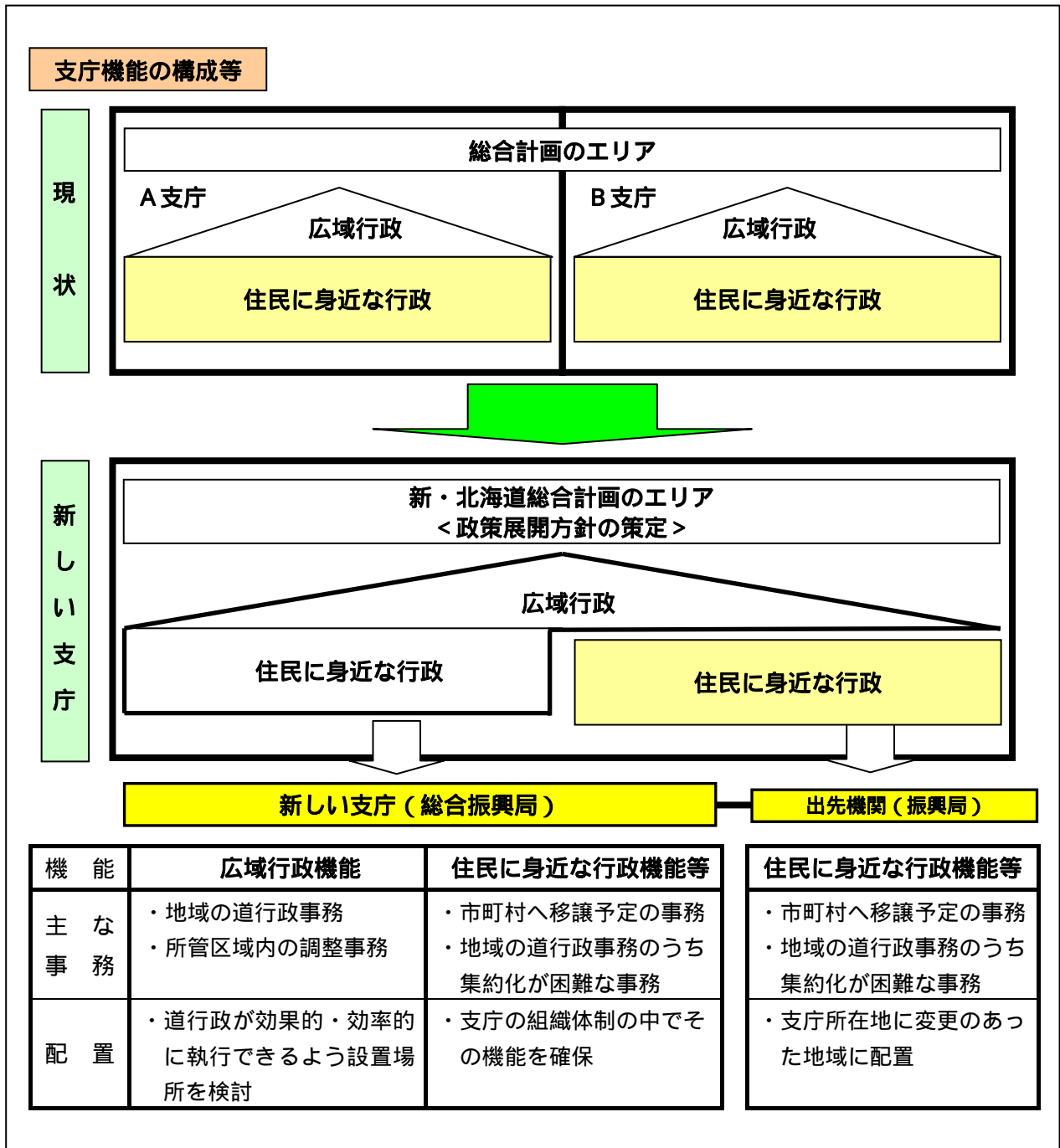
- ・ 市町村の行政体制の拡充に向けた支援（市町村合併、権限移譲）
- ・ 地域における特定の行政課題への対応
- ・ 農林水産業、商工業などの産業支援

3 新しい支庁の機能

(1) 支庁機能の基本的な考え方

現在の支庁機能のうち、住民に身近な事務など（住民に身近な行政機能）を引き続き地域に配置するとともに、所管区域内の調整事務など（広域行政機能）を新しい支庁に集約します。

なお、住民に身近な行政機能は、支庁所管区域の見直しに伴い、支庁所在地の変更のあった地域においては、新しい支庁の出先機関を設置し、そこで担います（新しい支庁の所在地では、支庁の組織体制の中でその機能を確保します。）。

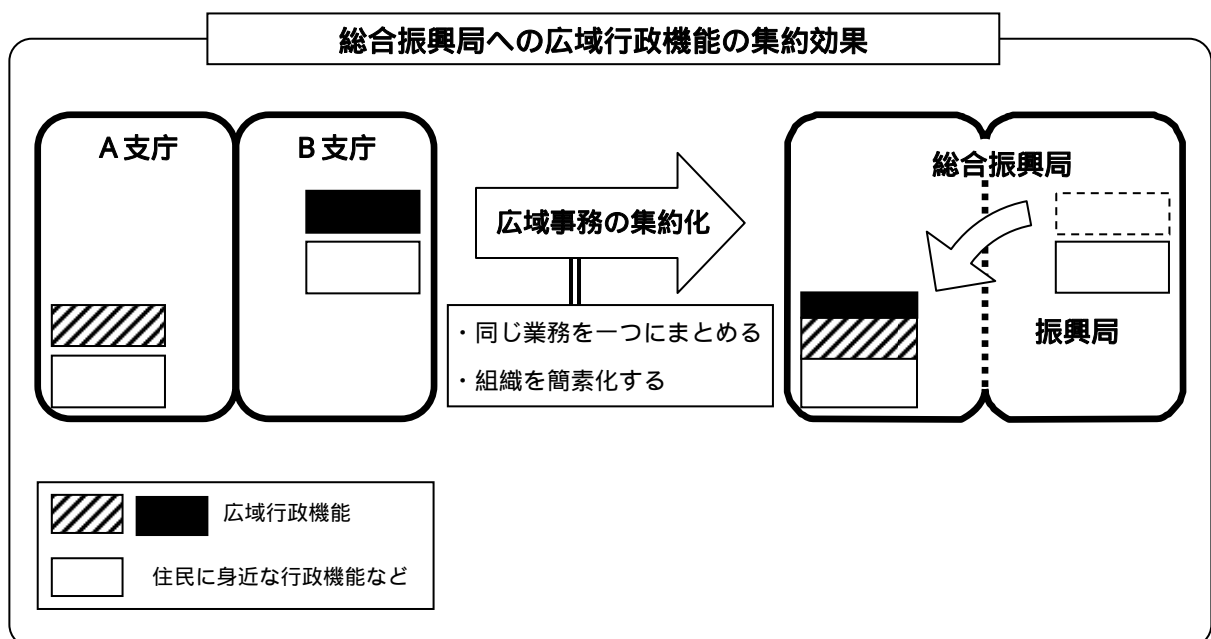


行財政改革との関係

- (注1)
- ・ 現行の職員数適正化計画の目標を達成するためには、今後、知事部局全体で3,300名程度の職員削減が求められていますが、大幅な職員数削減により道民サービスの低下を招くことのないよう、簡素で効率的な「コンパクト道庁」を構築し、機動的な行政執行機能を確保していく必要があります。
 - ・ このため、今後とも、総務業務などの共通業務の一元化や出先機関の見直しなど、現行の支庁体制でも可能な組織機構等の見直しに積極的に取り組みます。
 - ・ そうした取組に加え、支庁制度改革により、企画調整業務、総務業務、税務業務、農林水産業業務などの広域行政機能について同一業務を一つにまとめることなどにより、集約対象となる約900人の職員のうち、スケールメリットを生かして相当数の職員削減を図ることが可能となり、14支庁体制のままの職員削減に比べ、より多くの行革効果が得られるものと考えています。
 - ・ 一方、支庁制度改革を実施せず、現在の各支庁の業務内容のままで職員を一律に削減する場合、保健・福祉業務など住民サービスに直接関わる分野については縮減が難しいため、政策の企画立案や市町村・関係団体との連携・支援などの業務に関わる分野における大幅な職員の削減が必要となり、地域振興の機能の低下につながる懸念があります。

(注1) 現行の「職員数適正化計画」の目標(H27年4月:約13,600人)を達成するためには、現在の職員数(H20年4月現在:約16,900人)を約3,300人削減する必要があります。

(注2) 現在の体制を前提とした場合、5振興局地域に配置する職員数の概ね4割程度(約900名)が集約の対象となり、集約に伴う省力化に伴い、このうちの一定数の職員削減が可能となります。



本庁・支庁を通じた職員数の適正化

- ・ 道財政の危機的な状況を踏まえ、現在、策定を進めている「職員数適正化計画」改定版の着実な推進を図るためにも、「コンパクト道庁」の構築に向けた組織の再編など抜本的な見直しや職員数の削減に取り組む必要があります。
- ・ 振興局地域において集中的に職員を削減するのではなく、本庁、総合振興局においても、知事部局全体における削減目標を基本にスリム化します。

「道組織の見直し方針（仮称）」の策定

- ・ 本庁、支庁、出先機関別に組織のあり方を見直し、今後のあるべき姿を示す「道組織の見直し方針（仮称）」をできるだけ早い時期に取りまとめ、明らかにしていきます。

（２）新しい支庁における役割分担（概要）

支庁機能の基本的な考え方を踏まえ、新しい支庁における役割分担（概要）は次のとおりとします。

なお、広域行政機能のうち、林務分野、水産分野、農務分野、農業農村整備分野及び公共施設整備分野の業務の一部（工事や施設の管理、普及指導事務等）は、災害対応や効果的・効率的な業務執行の観点から必要な地域に配置します。

また、住民に身近な行政機能などとして引き続き地域に配置する業務量については、現在の体制を前提として推計すると、現行の概ね６割に相当するものと考えています。

このことから、職員数についても現行定数の６割程度が配置されるものと考えています。

支庁機能の区分表（概要）

部門	分野	広域行政機能	住民に身近な行政機能等
		業 務	業 務
地域振興・管理	地域政策	・地域政策（政策展開方針の推進等） ・各部門の企画事務の総合調整	・地域政策（地域づくりに関する支援、地域の産業振興等）
	企画調整	・地域振興・管理部門の企画調整	・地域振興・管理部門の相談窓口の案内等 ・特定の地域課題等
	地域調整	・防災・消防 ・広報広聴 ・土地利用 ・統計 ・市町村行政（市町村の行政及び財政に対する助言等）	・防災（連絡調整等） ・市町村行政（市町村合併、市町村への権限移譲事務、政治団体の設立届及び収支報告書の受理等）
	総務	・総務 ・職員厚生	・道政に関する総合案内 ・総務（旅券、庁中管理等）
	会計	・経理審査 ・出納需品 ・事業管理	
	税務	・課税、納税	・納税相談、諸証明
道民生活	企画調整	・道民生活部門の企画調整	・道民生活部門の相談窓口の案内等
	道民生活	・道民生活（生活・スポーツ・文化の振興等）	・道民生活（特定非営利活動等）
	環境	・環境保全（環境保全活動の促進） ・廃棄物対策（廃棄物対策の調整等） ・自然環境（普及啓発等）	・環境保全（公害に関する規制等） ・廃棄物対策（産業廃棄物の処理等） ・自然環境（野生動物の保護等）
	健康推進	・保健推進（市町村保健活動の支援等） ・保健予防（医療機関の指定等） ・健康増進（市町村との調整等） ・子ども未来・子育て支援相談（少子化対策等） ・精神保健福祉（精神保健対策の調整等）	・保健推進（保健・医療・福祉の総合相談等） ・保健予防（感染症の検査等） ・健康増進（健康増進法関連事務等） ・子ども未来・子育て支援相談（保育所認可・母子保健の総合相談等） ・精神保健福祉（精神障害者の保健指導等）
	社会福祉	・地域福祉（地域福祉計画等） ・保険運営	・地域福祉（社会福祉施設の整備（許認可）等） ・生活保護 ・社会福祉法人等の運営指導等
	保健衛生	・医務業務（医療・医療相談（医療安全支援センターの運営）・薬事保健等） ・食品保健（健康被害発生状況把握・動向把握等） ・食肉検査（と畜場等） ・環境衛生（水道供給施設等・狂犬病発生時の措置） ・試験検査	・医務業務（医療施設及び医療法人、薬局・医薬品販売業等） ・食品保健（許認可事務・監視指導事務等） ・食肉検査（と畜検査等） ・環境衛生（犬猫引取等）
	児童相談	・相談支援・指導 ・判定援助 ・一時保護	
産業振興	企画調整	・産業振興部門の企画調整	・産業振興部門の相談窓口の案内等
	商工労働 観光	・労働（雇用対策等） ・商工振興（中小企業経営革新支援等及び物産振興等） ・指導保安（砂利等資源対策の調整） ・観光	・労働（労働相談等） ・商工振興（中小企業金融・経営相談等） ・指導保安（砂利採石の指導取締等）

部門	分野	広域行政機能	住民に身近な行政機能等
		業 務	業 務
産業振興	林 務	<ul style="list-style-type: none"> ・林務 ・造林 ・林産 ・治山 ・林道 ・森林保全 ・みどり対策 ・森林の利活用 ・森林に関する普及指導 ・道有林野の管理・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、林業及び緑化に係る各種事業、工事関連の事務 ・普及指導に係る事務 ・道有林野の管理、整備に係る事務
	水 産	<ul style="list-style-type: none"> ・漁政(水産業協同組合に関する事務等) ・水産に関する普及指導 ・水産振興 ・漁港漁村(漁港整備等) ・漁業管理(遊漁船業の適正化等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁政(漁船海難事故防止等) ・漁港漁村(漁港管理等) ・漁業管理(漁業許可等) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・普及指導に係る事務 </div>
	農 務	<ul style="list-style-type: none"> ・農政 ・農業経営 ・農村振興 ・生産振興(農畜産物の生産振興等) ・農業改良普及指導 ・家畜保健衛生 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産振興(家畜取引等) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・普及指導に係る事務 ・家畜保健衛生に係る事務 </div>
	農業農村整備(調整)	<ul style="list-style-type: none"> ・調整 ・指導企画 ・地域計画 ・事業用地 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る工事関連の事務 </div>
	農業農村整備(事業実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計 ・事業実施 	
社会資本	企画調整	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本部門の企画調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本部門の相談窓口の案内等
	建 築	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・住宅(特殊建築物等の建築確認、公営住宅等の整備指導等) ・まちづくり(まちづくり・景観の企画調整等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築・住宅(住宅等の建築確認等) ・まちづくり(屋外広告物の許可等)
	公共施設整備(調整)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業管理 ・事業用地 ・公共施設等管理 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備に係る工事関連の事務 ・公共施設等の管理に係る事務 </div>
	公共施設整備(事業実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路建設 ・治水 ・空港、海岸、漁港の事業実施 	

- (注) ・ 内に表示した事務は、工事や施設の管理、普及指導事務など、災害対応や、効果的・効率的な業務執行の観点から、必要に応じ広域行政機能の一部を地域に配置するものです。
- ・ 現在の土木現業所の機能については、基本的にその機能を維持します。
 - ・ 部門ごとに、部門全体の企画機能を集約化することとしていますが、これは個々の事務に付随する事務レベルの企画事務まで集約化する趣旨ではありません。
 - ・ 支庁機能の区分表の詳細は資料編(7)を参照してください。

支庁所在地に変更のあった地域に配置する機能

支庁所在地に変更のあった地域（支庁管内）においては、所管区域の見直し後においても、次のような機能を引き続き配置します。

振興局として配置

保健・福祉サービスなどの確保

- ・ 社会福祉施設の許認可、生活保護
- ・ 感染症検査、医療施設及び食品関係営業施設の許認可
- ・ 公害に関する規制、産業廃棄物の処理
- ・ 砂利採石の指導取締、建築確認 など

住民に身近な申請手続、各種相談業務

- ・ 旅券発給事務
- ・ 母子保健相談
- ・ 納税証明事務
- ・ 中小企業労働相談 など

市町村のサポートなど

（行政体制の整備に対する支援）

- ・ 市町村合併
- ・ 市町村への権限移譲

（地域の振興に向けた取組支援）

- ・ 地域づくり連携会議の設置
- ・ 地域づくりや地域産業の振興に関わるスタッフの配置

地域特性に応じた組織体制

- ・ 市町村などの意見を踏まえ、地域の特有の課題に応じた体制となるよう検討

総合振興局の出先機関として配置

社会資本整備体制などの確保

- ・ 社会資本（道路、河川、漁港、治山施設など）の維持、管理
- ・ 自然災害（地震・風水害など）への対応
- * 土木現業所の機能は、基本的に現状を維持

各種の技術普及事業

- ・ 農業、林業、水産業の各産業に関する普及指導

4 新しい支庁の所管区域、支庁所在地等

(1) 新しい支庁の所管区域及び支庁所在地の設定の考え方

基本的な考え方

新しい支庁の所管区域は、道の総合計画において計画推進上のエリアとして設定する「連携地域」を基本とします。

支庁所在地に変更のあった地域に、新しい支庁の出先機関を設置します。

新しい支庁等の所在地は現庁舎を活用することとし、連携地域の中核都市を基本とします。

道央地域及び道北地域の取扱い

総合計画では、連携地域のうち、道央地域は、札幌市を中心とする中核都市群を拠点に複合的につながりがあることなどから、名称を「広域連携地域」とし、他の連携地域と異なる位置づけとしているほか、道北地域についても、南北に長く、他の連携地域に比べて中核都市との距離が大きいことから、周辺の農山漁村等への都市サービスの水準の確保などについて配慮する必要があるとしています。

また、新しい支庁を連携地域と一致させることについては、道央地域及び道北地域があまりにも広大であり、他の地域とのバランスを欠く、札幌一極集中を助長するという意見が寄せられています。

こうした連携地域の位置づけや市町村などのご意見を勘案し、両地域については、複数の支庁を設置することとします。

なお、市町村合併の進展や社会資本の整備状況などを踏まえ、将来的には所管区域の見直しを検討する必要があるものと考えています。

複数支庁の設置に当たっての考慮事項（道央地域・道北地域）

面積・人口・市町村数や住民の活動範囲、国等の行政機関の所管区域などを総合的に勘案します。

行政の継続性を考慮し、現行の支庁所管区域を単位として検討を行った上で、所管支庁の変更を希望する市町村の意向に配慮します。

連携地域ごとに策定する「政策展開方針」の円滑な推進のため、支庁間の連携体制を整備します。

道央地域

【支庁所管区域の考え方】

現行の石狩支庁・空知支庁、胆振支庁・日高支庁、後志支庁で構成する3つの支庁を設置します。

<胆振・日高地域>

- ・ 苫小牧市から室蘭市に至る地域は、道内有数の工業地帯となっており、両地域を併せた人口規模も約50万人を有しているなど、相当程度のポテンシャルを有しています。
- ・ 通院、通学、購買といった住民の活動範囲についても、苫小牧市が日高支庁管内6町に依存されているほか、国等の行政機関が同一の所管区域となっており、さらに両支庁を越えて二つの一部事務組合が設置されているなど、地域における一定の結びつきが見られます。

<石狩・空知・後志地域>

- ・ これらの地域は、いずれも札幌市との結びつきが極めて強くなっていますが、これらの3地域を合わせることで、依然として規模が大きな支庁となります。
- ・ このうち、後志地域は、管内面積・人口ともに規模が小さいですが、現状においては管内の市町村数が多く、また、原子力防災対策や北海道新幹線の推進など特殊な地域課題を抱えているほか、石狩支庁（札幌市）以外の地域との結びつきは、極めて弱い状況にあります。
- ・ このことに加え、札幌一極集中を緩和する観点から支庁所在地を岩見沢市とすることなどを勘案し、石狩・空知地域及び後志地域にそれぞれ支庁を設置することとします。

現支庁名	石狩	空知	後志	胆振	日高
管内面積 (構成比)	2,419 km ²	5,791 km ²	4,306 km ²	3,698 km ²	4,812 km ²
	3.1%	7.5%		4.8%	6.2%
	8,210 km ²			8,510 km ²	
	10.6%			5.6%	11.0%
管内人口 (構成比)	429,152 人	363,642 人	250,066 人	426,639 人	81,407 人
	11.5%	9.7%		11.4%	2.2%
	792,794 人			508,046 人	
	21.2%			6.7%	13.6%
管内市町村数	7	24	20	11	7
	31			18	

注：石狩支庁の数値は札幌市分を、空知支庁の数値は幌加内町分を除いたものである。

- * 道央地域における住民の活動範囲、国等の行政機関の所管区域の状況などについては、資料編(8)を参照してください。

道北地域

【支庁所管区域の考え方】

現行の上川支庁・留萌支庁と宗谷支庁で構成する2つの支庁を設置します。

- ・ 道北地域は南北に長く、特に稚内市を中心とする地域については、中核都市である旭川市との距離が著しく離れていることなどから、結びつきが相対的に弱い状況にあります。
- ・ 住民の活動範囲について、宗谷支庁管内の市町村は、留萌支庁管内の市町村と比較して中核都市である旭川市への依存度が低く、また、留萌支庁北部においては、一部、稚内市への依存が見られます。
- ・ また、留萌支庁・宗谷支庁を越えて一部事務組合が設置されています。
- ・ こうした現状における宗谷地域と旭川市との結びつきの度合、支庁所在地間の距離や離島の存在といった地域事情、港湾・空港等交通の拠点性を考慮し、宗谷地域を一つの支庁とします。

現支庁名	上川	留萌	宗谷
管内面積 (構成比)	10,619 km ²	3,446 km ²	4,625 km ²
	13.7%	4.2%	
	14,065 km ²		5.6%
	17.1%		
管内人口 (構成比)	537,432 人	58,710 人	78,452 人
	14.3%	1.6%	
	596,142 人		2.1%
	15.9%		
管内市町村数	23	8	10
	31		

注：上川支庁の数値は幌加内町分を加えたものである。

留萌支庁の数値は幌延町分を除き、宗谷支庁の数値は同町分を加えたものである。

* 道北地域における住民の活動範囲、国等の行政機関の所管区域の状況などについては、資料編(9)を参照してください。

【所管区域に関する市町村の意向への対応】

- ・ 空知支庁管内幌加内町及び留萌支庁管内幌延町については、両町からの要請を踏まえ、それぞれ道北総合振興局及び宗谷総合振興局の所管とします。
- ・ 支庁設置条例の改正後においても、市町村合併の進展や交通事情の変化などに伴い、市町村の意向を踏まえ、適切に対応します。

(2) 新しい支庁の名称

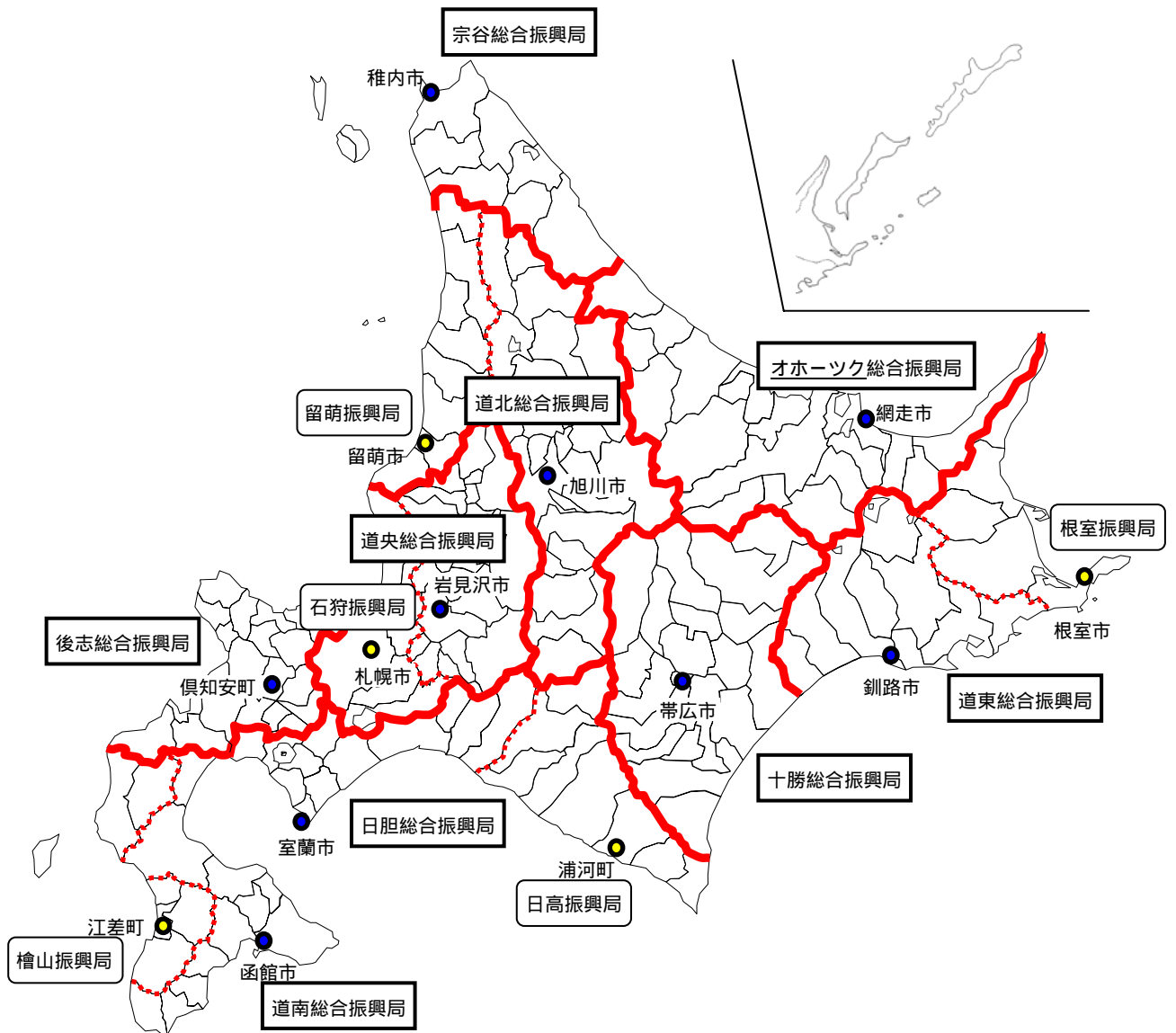
次の考え方を踏まえ、新しい支庁の名称を「総合振興局」、支庁所在地が変更となる地域に設置する総合振興局の出先機関の名称を「振興局」とします。

- ・ 住民に身近な事務などは、引き続き地域に配置するとともに、所管区域内の広域的な事務を中心に集約するものであり、支庁として果たすべき役割を踏まえ、支庁機能を再構築するという考え方を表すものとするのが望ましいこと。
- ・ 総合計画における地域づくりの方向性に沿った「政策展開方針」の策定・推進に当たり、総合振興局と振興局が連携し地域課題を的確に把握するとともに、より広域的な観点から地域政策を総合的に展開するという趣旨を明確にすること。

また、総合振興局は連携地域や現在の支庁の名称を勘案することとし、振興局は現在の支庁の名称を使用することを基本とします。

こうした考え方を整理すると、新しい支庁の所在地等は、次のとおりとなります。

連携地域	総合振興局	所在地	振興局	
				所在地
道 南	道南総合振興局	函館市	檜山振興局	江差町
道 央	道央総合振興局	岩見沢市	石狩振興局	札幌市
	後志総合振興局	倶知安町		
	日胆総合振興局	室蘭市	日高振興局	浦河町
道 北	道北総合振興局	旭川市	留萌振興局	留萌市
	宗谷総合振興局	稚内市		
オホーツク	オホーツク総合振興局	網走市		
十 勝	十勝総合振興局	帯広市		
釧路・根室	道東総合振興局	釧路市	根室振興局	根室市



(3) 新しい支庁の位置づけなど

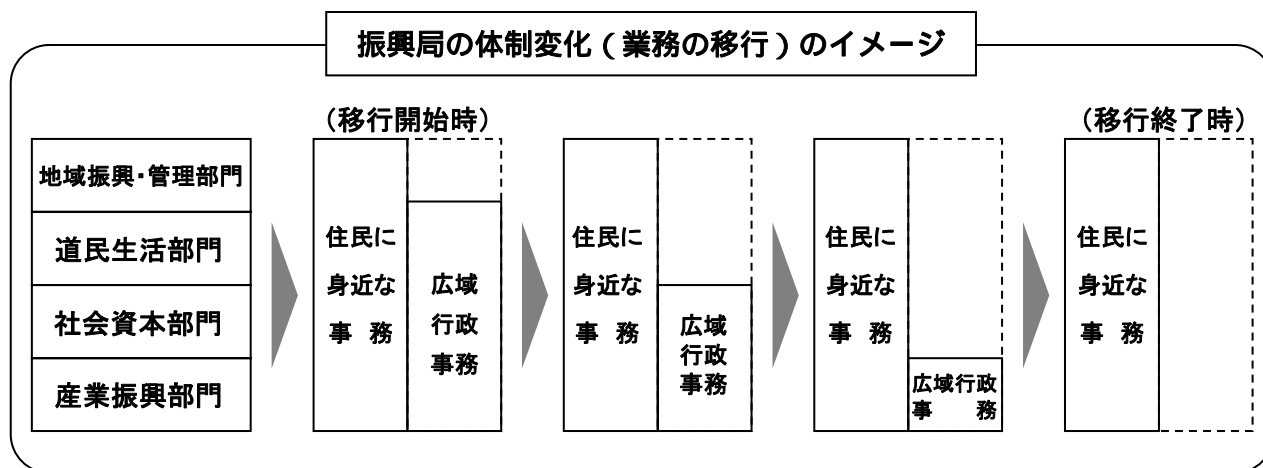
地方自治法に規定する総合出先機関として「総合振興局」を、総合振興局の出先機関として「振興局」を、条例に基づき設置します。

また、現行条例は、支庁の名称、所在地、所管区域について規定していますが、新しい支庁の役割を踏まえ、市町村との連携協力や道民の意向への配慮といった運営の基本的な考え方についても明記します。

(4) 新しい支庁体制に向けた具体的な整備の進め方

新しい支庁体制の整備に当たっては、地域に与える影響に配慮するとともに、職員の配置や移転に要する財政負担の軽減にも努めながら、業務が円滑に移行できるよう、段階的に事務を集約します。

具体的には、政策展開方針に基づく地域政策を推進する観点から、地域振興・管理部門から開始し、部門のまとまりごとに移行することを基本として、概ね3年程度で完了するよう取り組みます。



(5) 新しい支庁の組織体制のフレーム

新しい支庁の組織は、次の考え方を基本に、今後、検討します。

また、総合振興局・振興局の「長」の格付け、組織体制に関する総合振興局長の権限の拡充について検討を進めます。

各部に關係分野を統括する「課」を配置

支庁機能の分野を関連ごとに統括する課を配置します。

各「課」には「グループ制」を導入

簡素で効率的、機動的な組織とするため、本庁と同様に「グループ制」を導入します。

個々の支庁には地域の状況を踏まえた組織を設置

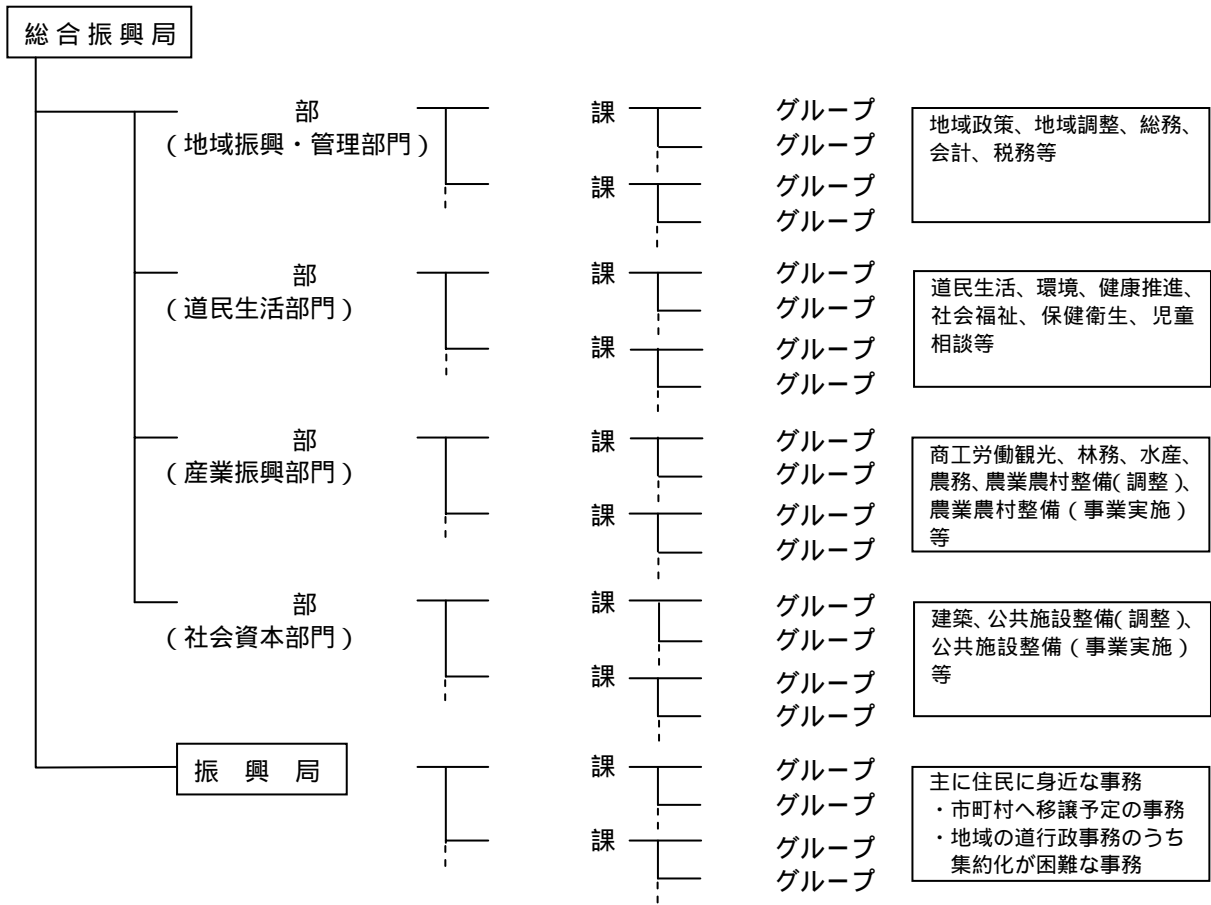
地域の特殊事情や安全の確保などを考慮した個別の組織の設置についても検討します。

出先機関の内部組織化

「支庁長の所管に属する出先機関」としている「保健福祉事務所」、「土木現業所」等については、支庁の内部組織とします。

新しい組織のイメージ

標準の組織を上記の考え方にに基づきイメージしたものであり、課・グループの構成は、総合振興局及び振興局の規模等を考慮し、別途検討します。各部等の名称は、別途検討します。



総合振興局長に対する組織編成権・人事権の付与

- 総合振興局共通の組織フレームは維持しつつ、市町村からの意見などを踏まえながら、振興局地域を含め、地域の特定課題に対応する職の設置や当該部署への職員の配置権限など、総合振興局長の裁量で配置が可能となるよう、一定の組織編成権・人事権を付与することについて検討します。

5 市町村などの意見を反映した改革の取組

支庁制度改革は、今回で完成するものではなく、今後の地方分権改革の進展や社会経済情勢の変化などに的確に対応しながら取組を進めていかなければなりません。

道としては、その際、地域の振興とともに責任を有する市町村をはじめ、道民の意見を反映しながら改革に取り組んでいきます。

住民参加による地域づくり

- ・ 地域政策の展開に当たっては、きめ細かな地域課題やニーズの把握を行い、地域の特性を活かした施策を検討していくことが重要です。
- ・ このため、総合振興局が主体的に担う政策展開方針の策定、推進に当たっては、現在の支庁所管区域ごとに住民の参画を得ながら、地域づくり連携会議を設置し、地域の声を吸い上げ、施策に結びつけていきます。

地域特性に応じた組織体制

- ・ 総合振興局（振興局を含む）の組織体制については、地域の特有の課題に応じたものとするとともに、新しい体制の開始後においても、市町村などの意見を踏まえ検討を行っていきます。

改革実施後における期限を区切った見直し

- ・ 支庁制度改革は、地方分権改革の流れの中でとらえるものであり、組織体制については時代の要請に的確に対応していく必要があります。
- ・ 今後の地方分権に関する改革の進展状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、必要な見直しを加えるため、条例において一定の期間を明示した見直し規定を盛り込みます。
- ・ 見直しに当たっては、市町村や道民の意見を伺いながら検討します。

市町村と道が話し合う場の設定

- ・ 北海道における今後の自治のあり方や地域の振興方策について、市町村と道が地域の住民を交え、率直に話し合う場の設置について検討します。

6 支庁制度改革に関する庁内体制の整備

支庁制度改革については、これまでも全庁的な連携組織として「地域主権推進会議」を設置し、総合振興局と振興局の役割分担などについて、意見調整を行いながら検討を進めてきました。

今後、この会議については、知事をトップとする会議とするとともに、支庁長をメンバーに加えるなど、全庁一体となった取組を着実に進めていきます。

7 新しい支庁と住民・市町村などの関係

新しい支庁における住民・市町村等との関係については、重複しないよう、適切な機能分担に配慮するとともに、本庁から支庁への権限委譲などにより、業務の専門性を高め、これまで以上に地域課題に柔軟かつ機動的に対応できるようにします。

住民との関係

振興局は、住民から直接、申請等の手続きや相談などを受ける業務が中心となります。

このため、これまで支庁において行っていた、住民が直接出向く必要がある行政サービスは、基本的に振興局で対応することとなります。

なお、振興局が所管する事務については、振興局で事務処理が完結できるよう、事務決裁の規程を整備します。

市町村等との関係

市町村や各種団体等との関係は、基本的に総合振興局において対応することになります。

なお、地域課題への対応に当たっては、現在の支庁所管区域ごとに地域づくり連携会議を設置するとともに、日常的な相談に対応するなど、市町村等との連携・協働に努めます。

本庁から支庁への権限委譲

道州制特区、市町村合併、市町村への事務・権限の移譲など、地方分権改革の進展を踏まえ、住民に身近な行政はできる限り住民に近いところで処理することが望ましいという考え方のもと、今後、さらに本庁からの権限の委譲を進めます。

現在、道が所管する約4,000条項の権限のうち、支庁は約1,900条項を所管していますが、市町村との役割分担などを踏まえ、さらに約400条項を支庁に委譲することを検討することとしており、事務の集約化により業務の専門性を高めることなどと併せ、支庁がこれまで以上に地域ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるように努めます。

【支庁への権限委譲の視点】

○住民に身近なところへの移譲の視点

住民に身近な行政を住民により近いところに移すことにより、住民の利便性の向上を図るとともに、より地域の実情に即した政策を地域主体でつくる。

○支庁における事務の完結性の視点

支庁における事務の完結を図ることより、本庁・支庁の二層構造に伴う事務の非効率性の改善を図るとともに、地域のニーズに柔軟かつ機動的に対応する。

○市町村行政の補完の視点

道と市町村の役割分担をもとに、住民に身近な事務を中心に、道から市町村へ事務・権限の移譲を行うとともに、市町村の体制の事情などから、市町村がすぐに担えないものを過渡的に支庁が担う。

< 本庁から支庁へ権限委譲を検討する主な事務 >

- ・環境分野 特定希少野生動植物の保護に関する権限など
- ・道民生活分野 NPO法人の設立認証等に関する権限など
- ・保健福祉分野 未熟児養育医療の給付に関する権限、栄養士免許に関する権限など
- ・商工・労働分野 介護労働者の労働環境の改善計画の認定に関する権限など
- ・まちづくり分野 屋外広告物に関する権限など
- ・土木分野 公有水面埋立に関する権限など

8 新しい支庁における事務の進め方

新しい支庁では、仕事の進め方に関し、これまでの手法にとらわれず、工夫・簡素化を図っていくとともに、住民等に対するサービスの確保に努めます。

地域へ出向く行政の推進

地域課題の把握や地域政策の検討などに当たっては、総合振興局の職員が積極的に地域(振興局)に出向き、住民、市町村等との連携を図ります。

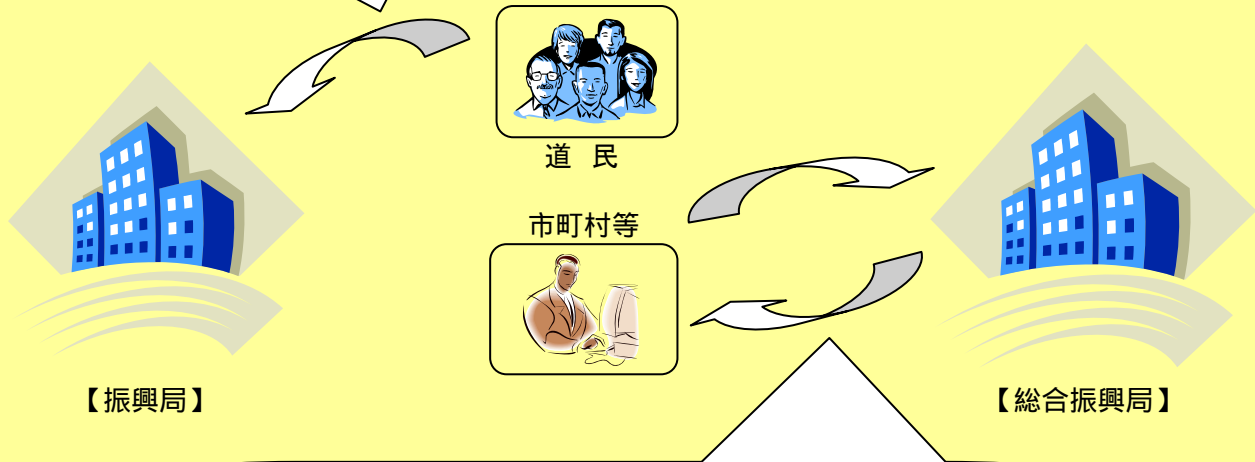
各種ヒアリング、検査、会議などは、総合振興局に参加者を集めるのではなく、できるだけ職員が地域に出向き開催します。

業務の工夫・簡素化の推進

市町村などとの連携・調整に当たっては、メール・FAX等を積極的に活用するほか、電子入札の導入など業務の工夫・簡素化を行い、住民や市町村などに大きな負担をかけないような対応に努めます。

新しい支庁におけるサービス提供のイメージ

これまで支庁において行っていた住民が直接出向く必要がある行政サービスは、原則として振興局で対応します。



市町村や関係団体等との関係は、基本的に総合振興局において対応しますが、事務処理に当たっては、メールの活用や仕事の処理方法の改善などを行い、市町村などに大きな負担をかけないように努めます。

